

2025年1月9日
早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター事務局

早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター
第15回創造的復興研究会
議事録

日時: 2024年12月6日(金) 18:00-20:00

方法: オンライン (Zoom)

出席者: 37名

講演者:

黒川哲志: 早稲田大学社会科学総合学術院・教授、行政法)

討論者:

保高徹生: 産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門地圏環境評価研究グループ・グループ長

森口祐一: 1F 廃炉の先研究会・副代表、国立環境研究所・理事

井上 正: 1F 廃炉の先研究会・副代表、電力中央研究所・名誉研究アドバイザー

司会:

小野田弘士: 創造的復興研究会・副代表 早稲田大学大学院環境エネルギー研究科・教授

研究会代表:

松岡俊二: 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科・教授

研究会副代表:

林 誠二: 国立環境研究所・福島拠点・研究グループ長

研究会メンバー:

辻 岳史: 国立環境研究所福島地域協働研究拠点・主任研究員

崎田裕子: 環境ジャーナリスト

高橋洋充: 福島東高校・教諭、浪江町

オブザーバー:

浅間 一: 東京大学国際高等研究所・東京カレッジ・特任教授、東京大学・名誉教授

西巻明美: ふたば 株式会社

門馬好春: 30年中間貯蔵施設地権者会・会長兼事務局長

藤原広行: 防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門・部門長

藤川正浩: NHK 制作局

和田央子: 放射能拡散に反対する会

長崎晋也: 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 教授

笹尾英嗣: 日本原子力研究開発機構

吉田明人: NHK 報道局科学・文化部

栗谷しのぶ: 豊島総合法律事務所、東京大学、弁護士

三瓶春江: 津島原発訴訟団・役員

伏屋弓子：NPO 法人新宿代々木市民測定所
川澄裕生：共同通信
千田大介：東京電力
大坂恵里：東洋大学法学部教員
安東量子：福島ダイアログ
平岡英治：東北大学
山田美香：福島大学
佐々木京香：早稲田大学 学部生
米倉 淳：イノベ機構
瀬川嘉之：高木学校／市民科学研究室・低線量被曝研究会
笹尾英嗣：日本原子力研究開発機構

事務局：

永井祐二：早稲田大学環境総合研究センター・研究院教授
李 洸昊：早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 講師
任 羽佳：早稲田大学大学院アジア太平洋研究科・博士課程
Hua Yan：早稲田大学大学院アジア太平洋研究科・博士課程
Lin Weiyi：早稲田大学大学院アジア太平洋研究科・博士課程
Cheng Di：早稲田大学大学院社会科学研究科・博士課程

議題：

講演(報告内容は報告資料を参照ください)

黒川哲志:除去土壌 中間貯蔵施設の将来計画のあり方

概要:JESCO 法3条2項は、大熊町・双葉町の中間貯蔵施設で処理および中間貯蔵されている除染で生じた除去土壌について、2045年までに福島県外で最終処分する旨規定する。しかし、除去土壌の最終処分地の確保は容易でない。法は不能を強くないという法格言に基づいてJESCO法3条2項を訓示規定と解釈したり、国会による法律改正によって現実的な対応がなされたりする可能性がある。すると、この中間貯蔵施設をそのまま最終処分施設とすることも選択肢とされるかもしれない。これを踏まえた将来計画の策定が必要である。

【質疑・総合討論】 (オブザーバーはオブザーバー出席者の発言です)

保高:今日の議論で感じた点として、まず1点目は、まず決定経緯の不透明性がある。双葉町や大熊町の住民からは「なぜこのように決まったのかが不明確」という声があり、一方で西日本の人々からは「なぜ自分たちが負担しなければ習いのか」といった反応がある。このような背景で、現行の決定事項は法的にどれほど堅固なのかについて疑問が残る。

次に「法は不可能を強制しない」という原則について、不可能とは何をもって判断するのか。努力の結果が2045年に達成できない場合や、その兆候が2040年に見えてきた場合、不可能と判断されて法改正に進むのか。この点を教えてほしい。

さらに、合意形成の難しさについて、双葉町や大熊町の住民には戻りたい人と戻りたくない人が混在している。特に、施設北側のバッファゾーンは線量が低く、文化財も残っているため「ここ

だけでも開放してほしい」という声もある。一方で、1Fに隣接するエリアは現実的に難しい状況だ。このような地域間や住民間のギャップをどう埋めるかが課題だと思う。

最後に、環境省の担当者は非常に努力しているが、法改正の話は国会の役割として避けられることが多い。この状況で、法改正を誰がどのタイミングで提案し進めるべきか、過去の事例も参考に意見を伺いたい。

黒川:不可能かどうかは、社会がどれだけ理不尽な権力行使や経済的圧力を許容できるかで判断すべきだと思う。強制的な土地収用や過剰な経済的インセンティブが許容されない場合、それは「社会的に不可能」と評価されるべきだ。ただ、これは価値観や立場の違いで見解が分かれる。

地域間のギャップに関しては、地域ごとに状況を細かく判断する必要がある。例えば、地下に除去土壌があっても土地利用が可能なエリアは、その土地を返還するなど柔軟な対応が求められる。

合意形成については、行政は法令遵守義務があるため法改正を提案しにくい。特に、政治的に敏感な問題では行政は主導しづらい。最終的には政治家が責任を持って提案し、議論を進めるべきだと考える。

森口:無謬性という考え方は、日本政府、特に行政において非常に重視されている。一度決めたことは間違いないとされ、変更が難しい。立法府が決定し、行政がそれを実行するという仕組みの中で、行政がその決定に逆らうのは困難だ。しかし、この構造は国民に十分理解されておらず、不満が行政に集中しやすい。行政は「決められたことを実行しているだけ」と説明できないため、批判の矢面に立たされることが多い。

環境省の取り組みでは、県外最終処分よりも県外再生利用が先行して進められている。例えば、新宿御苑や所沢の研修所、筑波の研究所がその例だが、これらの地域での進捗状況には差がある。この中で地元との連携の努力が続けられているが、順序や進め方に課題が残っている。

「中間貯蔵施設 30年」の期限設定については、南川・元環境事務次官の発言が参考になる。当時、最終処分場の設置を目指していたが、地元理解を得るため「中間貯蔵」という概念が導入された。除染を進め、帰還可能な環境を整えるという政治課題の中で設定されたものだが、南川氏自身が後に「別の方法があったのではないかと後悔を述べている。この発言が公になったこと自体、意義があると思う。

また、震災後1年時点で書いた論考では、主に放射性物質で汚染された廃棄物への対処について触れた。除染廃棄物ではなく、下水汚泥や焼却灰などの広域処理について議論したが、中間貯蔵施設の整備や30年以内の最終処分といった具体的な課題にも注目した。当時、除染が本格化する前で、課題が山積していた。

最後に述べたいのは、現実的な対応を模索しつつも拙速な判断が後世に禍根を残さないようにすべきということ。初動対応やその後の決定が適切だったかを見直し、必要に応じて軌道修正を行う柔軟性が求められる。しかし、軌道修正は無謬性と対立するため、誰がそれを行うのが課題になる。

黒川先生が述べた通り、修正は政治家が担うべきだが、現在の与党は決定事項を加速する方向で動いている。この構造を選んだのは国民であり、この問題の根底には社会全体の選択がある。行政機関は批判を恐れ、決定されたことを正しいとし、実行せざるを得ない立場にある。こうした状況の中で、決定主体と実行主体の役割を明確にし、無謬性に依存せず柔軟に対応する仕組みを作る必要がある。この点がこの問題の解決に向けた重要な課題だと感じている。

黒川:一度決めたことを頑なに守り続けるのはどうかと思う。政治や行政の本質は、その場しのぎで次に繋げながら生き延びていく、いわばサバイブすることにある。それを頭でっかちな考え方で固めてしまうのは問題であり、みんなで改めるべきだと思う。

井上:IAEAの専門家会議には、英、独、米、ベルギー、日本（私）およびIAEAの職員が参加しており、リスク評価の専門家、再生土壌の技術評価を行う専門家、ステークホルダーに関する専門家などがメンバーだった。会議は昨年度3回実施された。この会議の目的は、環境省からの要請に基づき、除去土壌の再生利用や最終処分に関する取り組みについて、技術的および社会的観点から国際的な評価や助言をすることにあつた。議論の内容は、除去土壌の再生利用・最終処分、安全性や基準の評価、住民とのコミュニケーションのあり方、国際的な情報発信、環境省の取り組みがIAEAの安全基準に適合しているかどうかなど、多岐にわたる。

助言内容としては、廃棄物の再生利用や処分が安全基準に適合しており、特に8,000ベクレル/kg以下の再生土壌を使用することで、線量基準（1ミリシーベルト、10マイクロシーベルト）を十分達成できるということ。また、規制機能を実施機能から独立させるべきとの指摘があつた。さらに、再生利用や処分の選択肢を検討する際には、初期段階からステークホルダーの関与が重要であり、地域社会との対話を繰り返し強化することが求められている。このような内容がIAEAから助言された。

放射性土壌廃棄物については、リスクを将来的に低減させることが重要であり、技術的観点からどのようにリスクを最小化し、住民や国民が安心できるかを考える必要がある。除去土壌の4分の3は8,000ベクレル以下であり、技術的には再生利用が可能と考えている。一方で、高レベルの土壌については減容化を進める試験が行われており、最終的に数万立米にまで減らすことができる可能性がある。ただし、費用対効果の検討が重要であり、どこまで減容すべきかが課題となる。

30年以内の県外処分については、政治状況や地域住民との関係から選択肢が狭められた可能性がある。再生利用については、8,000ベクレル以下の土壌をフレッシュな土壌で遮蔽して利用することが想定されるが、管理方法や管理の終了地点を明確にし、住民に示す必要がある。また、中間貯蔵施設の活用や再生利用の選択肢として産業集積地としての利用も考えられるが、住民の懸念である放射性物質の飛散や地下水への浸透については、線量測定やモニタリングを通じて対策を講じる必要がある。

1F内外の廃棄物については、一体的に考えるべきではないかとの意見もある。高レベル廃棄物について、1F内での長期貯蔵を含めた選択肢を検討し、省庁間や規制機関間での協力が求められる。また、廃棄物処理のプロセスにおいては、住民とのコミュニケーションと早期の関与が不可欠であり、意思決定の透明性を高めることが重要である。

黒川:1Fの放射性廃棄物は、1Fの敷地内に長期的に保管しておくことが既に決まっているのか。

井上:それはまだ決まっていない。1Fの廃棄物を今後どうするかについては、現時点でほとんど何も決まっていない状況だ。

黒川:減容化で放射線レベルが高くなったものを一緒に引き取ってもらえれば、中間貯蔵施設の処理がかなり楽になるという点は、先生の指摘通りだと思う。

井上:これらの課題については、一体的に検討する必要があると考える。環境省がオフサイトでの処理方法を採用したことで、原子力規制法の適用を回避し、中間貯蔵施設への搬入がスムーズに進んだ点は評価できる。しかし、今後の対応においては、これらの処理や管理を一体化して進めることが重要であると認識している。

門馬:私は「30年中間貯蔵施設地権者会」の代表を務めており、10年前に設立して以来、環境省との団体交渉や説明会を継続して行っている。今週も大熊町で第12回目の説明会を開催した。

先生方の話を聞いたが、内容が私の考えとは大きく異なり、なぜそのような発想に至ったのかが理解できない。今後、黒川先生にお会いし、議論を深めていく必要があると感じている。

10月の福島ダイアログでは、私が用地補償に関する環境省の誤りを説明した際、保高さんから「その内容を知らなかった」との反応があった。このように、多くの人が制度の不備や実情を理解していないことが問題だと思う。また、土地収用法や公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用に関しても、本来の法律の趣旨に則っていない現状がある。土地使用の場合は「地代」という形で補償されるべきであり、地上権や地役権は特定の用途に限定されるはずだが、現在の運用はこれに反していると考えている。

原発事故自体が正義に反するものであり、その中で「30年以内」という話が出ていることについても、私は大きな違和感を覚えている。正直なところ、今回の議論を聞いてかなり苛立ちを感じており、冷静になってから黒川先生にお会いし、論点を整理していきたいと考えている。黒川先生のご意見を伺いたい。

黒川:行政法学者として、利益のバランスを考えながら話しているだけで、個人的な感情や誰が良い悪いという判断は全くしていない。

門馬:話の趣旨はそうだと思うが、全体を通して聞くと、「30年を守ることが悪だ」という論法に聞こえる。私たちがこれまで取り組んできたのは、中間貯蔵施設ができる前から、県外最終処分場の選定が最も重要で難しい課題だと考え、環境省には分離分別の議論よりも、まず県外最終処分場の選定方針を立てるべきだと訴えてきた。方針の順序が逆だということを繰り返し主張してきた。黒川先生個人に対して何かを言いたいわけではないので、ぜひお会いして、問題点を1つ1つ整理していきたいと考えている。

松岡:地権者の方々にはさまざまな思いがあり、今日は黒川先生が行政法の専門家としての立場からお話をされたが、専門家の見方と地権者の見方には違いがあり、事実の認定やプロセスの捉え方にも相違があると思う。

私自身、この研究会の代表を務めている立場として、こうしたさまざまな議論があることを踏まえて取り組んでいきたいと考えている。門馬さんや黒川先生も含めて、研究会のメンバーが集まり、専門家と言えること、あるいは市民として考えるべきことなどを共有できる場を設けたいと思う。落ち着いた雰囲気話し合える機会を作るよう私自身努めたい。

高橋:自分は地元の市民として、また地権者でもない立場から参加しているが、今日の議論を聞いて正直なところ不愉快に感じた。門馬さんと直接話したことはないが、同じような意見を持っている。自分の住む浪江町は、現在、1,800人しか住んでいないが、被災地の1つとして今日の議論に対して違和感を覚えた。他人事のように感じる部分が多く、社会的に解決するしかないという松岡先生の意見には同意するが、現時点では議論の内容に全く納得できない。

また、この問題は他の地域でも同様の課題が発生する可能性が高いと感じる。同じような原発事故が起きた場合、先生方はどのように地域住民に説明し、どのような約束をするのか。今回の議論が、福島での原発事故の反省を生かし、同じ過ちを繰り返さない社会の変化をもたらすものになるのか疑問だ。

自分は教員として子どもたちに考える機会を与えたいが、議論が「考えたくない」と感じさせるものであってはならない。言葉や表現を工夫し、参加者が考え続けたい対話を目指すべきだと感じている。

黒川:日本の法制度は非常に冷たい。これを変えるためには、当事者が政治的に努力して世論を動かし、制度を変えていく必要がある。何もしなければ、冷たい現実がそのままの形で当事者に襲いかかるということを理解してほしい。法的な紛争として処理される場合、悪いのは事故を起こした東京電力と、それを規定しなかった国である。その責任は損害賠償などの形で対応されるが、それ以上のことは政治的な努力がなければ実現しない。日本の世論が動かなければ、被害者が救済される施策も進まず、油断すると他の利害に押し切られ、置き去りにされるのが現実だ。現実に憤りを感じるなら、行動して制度を変えてほしい。

保高:県外最終処分は約束した以上、実行すべきだと考えており、そのために多くの人が努力していることも理解している。一方で、全体像を把握し、課題を見極めることも重要だと思う。

中間貯蔵施設の地権者や現地の住民と話す機会が多いが、考え方は人それぞれで、時間の経過とともに変化している。年齢や体調の変化も影響しているため、住民、自治体、環境省が対話を繰り返し、お互いの理解を深める場を継続的に設けることが重要だと感じている。門馬さんの提案も重要だと思うし、意見が違っても信頼できる部分を見つけることが大切だ。

森口:地権者代表の門馬さんや高橋先生の意見があるのは当然のことだと思うし、黒川先生の話に対してこうしたリアクションがあるのも予想していた。私の研究所でも県外最終処分に関する研究を進めており、県外再生利用の受け入れについても当事者として関わっている。

今日、「なぜこうなったのか」「経緯がわからない」という指摘があったが、私が話したのは、当時の決定の背景についてであり、私自身の意見として「どうすべきだ」と言ったわけではない。当時の環境省の官僚トップも完全に納得していたわけではないが、一度決まった以上、現行の官僚たちはその実現に向けて努力している。

また、決定の経緯が不透明だという指摘もあり、それをしっかり伝える必要がある。黒川先生が指摘されたように、法律自体の解釈には位置づけがあるものの、当時の決定プロセスや、井上先生が触れたIAEAの関与なども含め、十分な説明がされたのかという点には課題があると思う。特に、県外最終処分では県外もステークホルダーであり、その関与が十分だったのか、プロセスに課題がなかったのかを振り返る必要があると考えている。

井上:私自身、福島県外の人間なので、福島県内の方々から「他人事のように話している」と思われることをいつも懸念しながら話している。しかし、現実として既に作ってしまったリスクがあり、これを解決する必要がある。解決には、IAEAの指摘にもあるように、初期段階から住民を含めて議論し、オプションを検討しながら決めていくことが重要だ。この点で、門馬さんの意見とは合わないかもしれないが、これは全国的に考えるべき問題だ。福島県外の人々にはこの問題の認識がほとんどないため、事実やリスクを共有し、議論を深めることが重要だと考えている。

藤川:今回の議論は非常に勉強になった一方で、政府が決めた法律や約束が守られず、土地を奪った上で「できないから仕方がない」とされる現状には衝撃を受けた。国や政治家にとって都合が良すぎると感じる。

中間貯蔵施設の議論では地権者が不在だったが、今回は門馬さんのような地権者代表が参加し意見を述べられたことは大きな前進だと思う。今後、地権者と専門家で議論を深め、より良い解決策を模索し、その過程を記録し伝えていくことが重要だと感じている。

また、不可能だと判断する基準や、誰がその判断を下すのかは曖昧なままだ。例えば、黒川先生のスライドにあった「遅れが生じる恐れ」の判断基準や責任の所在も不明確で、まだ多くのことを学ぶ必要があると感じている。

黒川:最後に指摘された判断については非常に難しい問題だ。ただ、判断しなければ現状維持が続く、なし崩し的に30年が過ぎ、そのままの状態が負担が強いられ続けられる。誰がいつ判断するのかについては、自分には明確にはわからず、非常に難しい課題だと感じている。

吉田:藤川さんの意見にほぼ同意する立場だが、福島で取材をしてきた経験からも、門馬さんや高橋さんの指摘はもっともだと感じていた。一方で、学生時代に法学部で学んだ経験から、黒川先生が指摘された法律的な観点も理解できる。ただ、このギャップが非常に大きく、中間貯蔵の議論において特に顕著だと感じている。法律用語と一般の人の受け取り方には大きなギャップがあり、それが議論を難しくしている。言葉の使い方を丁寧に説明しなければ、高橋さんが言ったように「もう付き合いたくない」という感情を抱かせる原因になる。

また、黙っていると法律が冷たいものになるという黒川先生の指摘もその通りだと思う。行政が現実的な解決策を優先するのは理解できるが、被災者にとってその議論の出発点が受け入れがたい場合が多い。ALPS処理水や中間貯蔵の問題でも、現実的に選択肢がない中で受け入れを迫られる状況が続いていることを踏まえるべきだ。当事者が議論から離れないよう、対話の場を設け直接話し合うことが必要だ。我々も橋渡し役として関わり、しっかり見守っていきたくと改めて感じている。

川澄:黒川先生が後半の質疑で「当事者がもっと頑張らなければならない」という趣旨の話をされたが、それが本当に良いのか疑問に感じた。事故の被害を受けた当事者にさらに負担を強いる形

にならないか、無理をさせていいのかという気持ちがある。この点については、私たちの役割として、報道や情報発信を通じて環境を整え、広く議論できる場や機運を作っていく必要があると感じている。

竹下:現在、福島市で日経新聞の福島支局長をしているが、10年前の震災直後にも福島支局長として双葉町や大熊町で取材をしていた。福島県民としての立場から、今日の議論にはいくつか違和感を感じていた。

まず、法律制定について南川さんの意見は偏っていると感じている。当時、避難民が多く帰還が困難な状況で、中間貯蔵を約束しなければ除染は進まなかったと思う。佐藤雄平・知事や県側の視点ももっと掘り下げるべきではないかと感じる。

技術的には減容化や再利用は可能だと考えている。例えば、現在の1400万m³の除去土壌は最大で2500m³まで減容化できる。ただし、高濃度廃棄物の処分方法は課題だが、できないと決めつけるのは早計だと思う。これは使用済み核燃料の最終処分とも共通する課題だ。また、専門家の議論はオンラインだけでなく、大熊町や双葉町で開催し、現地の温度差を直接感じる必要があると感じる。コストやインセンティブを含め、実現可能な方法を模索すべきだ。

崎田:私は中間貯蔵地域ワーキング委員会の委員も務めている。現在、どうやって線量の高いものを減らしながら最終処分の場所を決めていくか、そのための決定プロセスについて真剣に議論している。

この勉強会では様々な立場の意見が共有されていて、とても重要な場だと感じている。門馬さんや高橋さんをはじめ、地域に根ざした方々と一緒に話をしていくことが大切だと思う。また、中間貯蔵施設の将来像について、地権者や地域の方々、外部から期待を寄せる方々も交えて議論する場を作ることが必要だと感じている。地域の将来像を共に描き、様々な視点を取り入れながら話し合いを進めることができれば嬉しい。

安東:「県内対県外」の対立で終わるのは良くないと思う。これは必ず誰かが負担を引き受ける難しい問題で、いきなり「負担を引き受けてほしい」と言われれば誰でも腹が立つのは当然だ、今日の議論も少し感情的になっているように感じている。この問題は福島県内と県外の対立ではなく、県内でも地域によって温度差がある。大熊町や双葉町、浪江町といわき市では受け止め方が大きく異なり、いわき市では除染土壌の問題は既に片付いた話と捉えている人も多い。議論を進める上で、福島県全体を一括りにするのではなく、県内でも地域ごとに異なる受け止め方があることを考慮する必要がある。こうした視点を補足として共有したい。

黒川:安東さんがおっしゃった通り、声を上げることは大事だと思う。今日の話でも触れたように、この法制度は自己主張がなければ現状肯定的に進み、社会にコストがかからない形で落ち着いてしまう。法格言に「権利の上に眠る者は救われず」とある通り、自分の権利や利益を主張し続け、それをないがしろにしようとする人たちに対抗する姿勢が必要だ。

大熊町や双葉町のような地域は人口的に少数派であり、1億2000万人の国全体の中で見過ごされやすい。油断すると簡単に無視されてしまう。今日、私の発言に腹が立ったという声が多く聞かれたが、それはどこに行っても「それは違う」と言い続ける姿勢に繋がる。法律家として、それは非常に重要で良いことだと思う。

付記: 2024年12月16日付メール

早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター・創造的復興研究会 関係の皆さま

2024年12月6日に開催した第15回創造的復興研究会「除去土壌 中間貯蔵施設の将来計画のあり方」において、2045年3月末に中間貯蔵施設から除去土壌の全量搬出・県外最終処分が実施されなかったとしても、「法は不可能を強制しない」との法格言から、国・JESCOに法的責任は問えないとの議論をしました。これに対し、福島の出席者から中間貯蔵施設問題の一面的な議論だとの意見がありました。

言うまでもなく、大学は学問の自由を守り、自由で安全な「対話の場」を広く深く形成すべき社会的存在です。と同時に、私ども早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター（以下、早稲田大学RC）は、福島の復興と廃炉に取り組むものとして、被災地・被災者によりそった「2.5人称」（ノンフィクション作家・柳田邦男の言葉、松岡俊二・他（2022）『未来へ繋ぐ災害対策』有斐閣, pp. 294-296 参照）の視点から調査研究を推進していくことをミッションとしています。

上記の早稲田大学RCのミッションに基づき、第15回創造的復興研究会の報告者・討論者などの関係者によるフォローアップ（FU）会合を、12月12日と12月16日に開催しました。12月12日18:00-18:50のFU会合には、黒川さん（早稲田大学）、林さん（国立環境研究所）、井上さん（電力中央研究所）、崎田さん（環境ジャーナリスト）、松岡が出席しました。12月16日18:00-19:00のFU会合には、森口さん（国立環境研究所）、井上さん（電力中央研究所）、保高さん（産業技術総合研究所）、高橋さん（福島東高校）、崎田さん（環境ジャーナリスト）、永井さん（東京農工大学）、松岡が出席しました。

FU会合の議論から、以下の5点の論点が得られました。

1. 第15回創造的復興研究会の議論は有意義であったが、これまでの早稲田大学RCにおける中間貯蔵施設に関する議論の経緯を知らない方にとっては唐突な感じが強く、そのギャップを埋めるような議論の仕組みを考えるべきであった。なお、これまでの早稲田大学RCの中間貯蔵施設に関する主な取り組みは以下の3件です

(1) 2023年12月9日、第8回1F地域塾「中間貯蔵施設・視察を振り返り、中間貯蔵施設の将来像と1F廃炉の先を考える」

(2) 2024年3月9日、第13回原子力政策・福島復興シンポジウム「東日本大震災と福島原発事故から13年～福島・中間貯蔵施設の現状と未来～」

(3) 2024年5月17日、第11回創造的復興研究会「福島・中間貯蔵施設・除去土壌の再生利用を考える」

上記の取り組みの議事録は、以下のWebサイトを参照ください。

<https://prj-matsuoka311.waseda.jp/hironoRC.html>

2. 「国の福島への約束」や8,000Bq/kg（クリアランス基準100Bq/kgとの関係も含め）の科学的合理性と社会的合理性をめぐって、丁寧で持続的な議論を積み上げていくことが重要である。
3. 「国の福島への約束」の背景や経緯については、多様な観点からの検証が必要である。
4. 除去土壌の再生利用・有効利用の進め方や高濃度土壌の県外最終処分につき、科学的観点と社会的観点（倫理的観点を含む）の両面から丁寧な議論が必要である。
5. 福島県の除去土壌だけでなく、岩手県・宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県など福島県以外の県の除去土壌問題も検討すべきである。

福島県以外の県の除去土壌の管理状況は、以下の Web サイトを参照ください。

環境省サイト https://josen.env.go.jp/zone/pdf/removing_soil_storage_amount_r06_03.pdf

復興庁サイト https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20240913_08.pdf

上記の FU 会合の議論に基づき、主宰者として以下の見解を表明します。

私自身は40年の学者人生を通じて、社会課題を対象とする社会科学研究は（1）課題の歴史的経緯を考察する、（2）課題を構造的・総合的に把握する、（3）課題に対する多様な観点や見解を踏まえるという3つの視点の重要性を、講義や研究会などで学生や研究仲間にも常に強調してきました。

しかし、12月6日の第15回創造的復興研究会における中間貯蔵施設の問題設定（フレーミングやスコーピング）は、上記の3つの視点を十分に反映したものではなく、慎重な配慮に欠けた点があったと考えます。

今後は、1F 廃炉の先研究会、創造的復興研究会、1F 地域塾、福島再生塾などの早稲田大学 RC が主催する「政策対話の場」において、中間貯蔵施設問題を（1）「国の福島への約束」の歴史的経緯の検証、（2）除染による除去土壌の構造的・総合的観点（福島県以外の県の状況も含め）からの分析、（3）多様な意見・見解（1F 廃炉との関係も含め）の収集と評価という3つの観点から調査研究を進め、科学と政治と社会の協働による「対話の場」＝「学びの場」アプローチの具体化をはかっていく所存です。

現在、中間貯蔵施設問題への早稲田大学 RC の今後の取り組みについて検討しています。具体化しましたら速やかに関係の皆さんへお知らせします。

引き続きよろしく申し上げます。

早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター

センター長 松岡 俊二

以上